

松戸市市長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市長（代理による出席者を含む）が外部との交際上、特に必要と認める場合に要する経費として、適切な支出を図るため必要事項を定めるものとする。

(支出基準等)

第2条 市長交際費の支出基準は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(基準の変更)

第3条 この基準は、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、市長が特に必要と認めた場合は支出できるものとする。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から実施する。

別 表

種 別	項 目		金 額	備 考
見 舞	国・県・市議会議員（地元選出）	本人	5,000円	
	常勤特別職及び教育長			
	(元・前) 国・県・市議会議員及び特別職等			
祝 金	各種団体周年祝賀会・激励会等		5,000円	
	落成式・開所式・竣工式等			
	叙勲祝賀会・その他受賞記念等			
会 費	各種団体懇親会等		5,000円	金額の指定のあるものは、その指定金額 ただし、金額の指定のないものは、5,000円を支出する ※飲食を伴わないものは、原則として支出しない
弔 慰	国・県・市議会議員（地元選出）	本人	5,000円	生花又は花環
	常勤特別職及び教育長			
	国・県・市議会議員（地元選出）	配偶者・ 父母・子		※状況に応じて支出を判断するものとする
	常勤特別職及び教育長			
	(元・前) 国・県・市議会議員及び特別職等	本人		
	行政委員会の委員等			
	市行政の関係各種団体の長等			
その他公益に関し功労のあった者				